



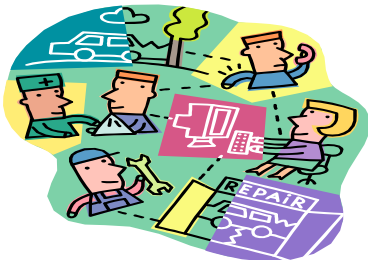
# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第30号 (平成24年12月5日号)

## 労災保険とは

労働者が不幸にも業務上の災害や通勤上の災害に被災した場合、労災保険により、被災者や遺族は、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付などの所定の給付を受けることができます。労災保険は、労働者を保護するための制度です。そのため、「事業に使用される労働者」であれば、職業の種類を問わず、また正社員、アルバイトなど雇用形態に関わらず保護の対象になるので、労災保険の給付を受けることができます。また、労災保険は、企業や事業主に事故の責任がない場合でも給付を受けることができます。



## 企業に責任がある場合

企業や事業者が、ソフト面、ハード面の安全管理を怠ったために労災事故が起こる場合があります(安全配慮義務に違反した場合)。その場合、被災者や遺族は、労災保険の給付を受けるだけでなく、労災保険ではカバーされない慰謝料などの損害賠償を企業などに求めることができます。

## 労働災害の多様性と損害の補てん

これまでは、労働災害は、多くが建設業や製造業での事故でした。しかし、昨今では、過労によるうつ病の発症、自殺、原発や福島県の制限区域内で勤務することによる外部被ばく、内部被ばくなど、新しい形の労働災害が起こっています。



建設業や製造業での事故では、企業や事業主に安全配慮義務違反があるとして損害賠償請求できるかを検討することが重要です。また、元請と下請、派遣など雇用形態が複雑化している現代では、誰が責任を負うかも検討する必要があります。新しい形の労働災害では、そもそも、労災保険の対象となる仕事に起因する災害と言えるか、そして、企業などに責任を問えるかを検討します。

## 弁護士のサポート

これらの諸問題は、関係法規の理解、過去の裁判例の分析などが必要な分野ですので、労働災害にあった被災者や遺族の方は、是非、弁護士にご相談ください。

(滑川和也)

## 法律フク★クイズ

認知症や知的障害などのために、物事の判断がうまくできない人のために、財産管理の法的サポートをする制度を何と言うでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの答えですが、アルバイトやパートタイマーの人が仕事で事故に遭い被災した場合、雇用形態に関わらず、労働者であれば、労災保険の給付を受けられます。前記記事も参考にしてください。



## 平成24年12月の

### 相談会・セミナーのご案内

#### ●「反貧困ネットワーク広島

まちかど生活相談会」

12月9日(日)・10日(月) 10時～17時／予約不要／相談無料／場所：広島駅南口エールエール地下広場／主催：NPO法人反貧困ネットワーク広島

#### ●「冬休み裁判傍聴セミナー」

12月27日(木)9時30分～15時30分／内容：弁護士引率による広島地方裁判所の刑事裁判傍聴、ワークショップ等／対象：広島県内の中学生・高校生／参加無料(先着順30名)／申込&問合せ先：広島弁護士会 TEL:082-228-0230



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)